

号外

# 維新PRESS



維新の党

発行元 維新の党

党本部  
〒542-0082 大阪府大阪市中央区島之内1-17-16  
三栄長堀ビル  
TEL: 06-4963-8800 FAX: 06-4963-8801  
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-9-6  
十全ビル101  
TEL: 03-3595-7801 FAX: 03-3595-7802

## 7月8日、維新の党、安保法制「独自案」を提出！

北朝鮮の脅威、中国の存在感も高まり、日本の安全保障体制の見直しは急務。しかし、法律というものは、当然ながら憲法に適合しなければなりません。

### あなたなら、どちらに賛成しますか？

**維新案** **合憲**

**政府案** **違憲**

憲法学者や歴代内閣法制局長官が合憲と認定

大多数の憲法学者らが違憲と指摘

「旧来の憲法解釈・条文に基づいた立法趣旨に基づいた解釈に収まっている。」  
「これ自体は**合憲である**というのが共通の認識。」  
(小林節・慶応大名誉教授)

「現実的にはほとんど制限的作用を果たさない、まやかしの要件を設定したにすぎない。」  
「**歯止めはない**も同様。」  
(大森政輔・元内閣法制局長官)

### 維新の考え

- 安倍総理が今国会での成立にこだわる**政府案**は「**存立危機事態**」という**あいまいな要件で集団的自衛権の行使**を認めるもの。**歯止めが必要です。**
- 維新は、責任政党として、**違憲の政府案に代わる「合憲の独自案」**を提出。
- 「**自国防衛**」のための自衛権行使、「**専守防衛**」を徹底します。
- また、誰もが不安に感じる**尖閣諸島など離島への脅威**にはしっかり対処。**政府法制の不備を正すため、「領域警備法」**を提出しました。

### 代表より

松野頼久代表

緊張の高まる北朝鮮やアジア情勢に対し、国家の防衛体制は常に見直すべきですが、**今回の政府案はいくら何でも手を広げすぎ**です。

例えば、**日本に戦火が及ぶ可能性がなくても、中東からの原油が滞って経済的な混乱などが発生すれば、ホルムズ海峡で機雷掃海できるケースがある。**

これまで非戦闘地域での後方支援に限定してきた自衛隊の海外活動が、**武力行使と一体化し、他国の戦争への関与が際限なく広がるおそれ**があります。

日本人が**唯一の被爆国、平和国家としての国際的地位に誇り**を持ち続けられるよう、徹底審議を行い、**歯止めを**かけていきます。



6月17日党首討論にて

# ～維新案と政府案の比較～

	維新案	政府案
憲法適合性	○	×
自衛権行使の要件	武力攻撃危機事態	存立危機事態
海外派兵	できない	ホルムズ海峡の機雷掃海
グレーゾーン事態	領域警備法	法制上の対応なし
周辺事態	米軍に限定 東アジア	米軍に限定しない 地理的制約なし
他国領内における 国際貢献の正当性	国連安保理7章決議に 限定	左に限らず国連の関連決 議を含む
武力行使一体化	非戦闘地域に限定	現に戦闘が行われている現 場を除く地域
防衛出動の承認	専門委員会で実質審議 し国会承認を厳格化	通常の国会承認手続



## ポイント解説

維新案は、「存立危機事態」というあいまいな要件に基づく集団的自衛権の行使を認めず、自衛隊の海外派兵もすべて禁止。

自国防衛の徹底を明確化した点が『合憲』と評価されています。

自衛隊の防衛出動時の国会承認も厳格にします。

一方、尖閣諸島などの離島での武力攻撃に至らない「グレーゾーン事態」について、政府法制の不備を正すため、「領域警備法」をしっかりと整備します。

# ～維新案のポイント～



## ポイント解説

政府案では、広く「我が国と密接な関係にある他国」（米国に限らず）が武力攻撃を受ければ、必ずしも日本に戦火が及ぶ可能性がなくても、「存立危機事態」として集団的自衛権の行使が可能となるケースがあります。

一方、維新案は「自国防衛」のための米  
国とのチームワークによる防衛に徹し、  
「他国」の範囲を

- ① 条約に基づき
- ② 我が国周辺で
- ③ 日本防衛のために活動する外国の  
軍隊、つまり米軍への武力攻撃に  
限定した上で、
- ④ 我が国への武力攻撃が発生する明  
白な危険がある場合を「武力攻撃  
危機事態」と認定して、憲法の範  
囲内で自衛権を行使（武力行使）  
できることとしています。



## 維新の党 党員募集中！

あなたの1票で、維新の代表を決めよう！

募集要項  
・入党資格

党費：年額2,000円

維新の党は党の綱領にご賛同いただき、入党してくださる個人の方を募集します。

- (1) 我が党の綱領、主義、政策に賛同される方。
  - (2) 満18歳以上で、日本国籍を有する方。
  - (3) 他の政党の党籍を持たない方。
- ※入党資格の審査に際し、記載事項に不備があった場合は、受け付けられません  
※党員には党員証をお送りさせていただきます。

資料請求はこちら

<https://ishinnotoh.jp/join/joinus/request/>

[大阪] 〒542-0082 大阪府大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル  
Tel. 06-4963-8800 Fax. 06-4963-8801  
[東京] 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-9-6 十全ビル101  
Tel. 03-3595-7801 Fax. 03-3595-7802